



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 31/2013年5月号

発行日：2013年5月23日

5月に入り、外では日差しが徐々に強くなっています。この季節、曇りの日でも紫外線は強いようですので、外出する際は、日傘等忘れずに！

I. 最新情報（2013年4月1日～2013年4月30日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2013年4月 16日	意見	「会社計算規則の一部を改正する省令案」に対する意見について	平成25年3月8日に法務省から「会社計算規則の一部を改正する省令案」が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、この公開草案に対する意見を取りまとめ、平成25年4月8日付けで法務省に提出いたしましたのでお知らせします。	—

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2013年4月 3日	意見	IASB 公開草案「減価償却及び償却の許容される方法の明確化（IAS 第16号及びIAS 第38号の修正案）」に対する意見について	平成24年12月4日に国際会計基準審議会（IASB）から、公開草案「減価償却及び償却の許容される方法の明確化（IAS 第16号及びIAS 第38号の修正案）」が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対する意見を取りまとめ、平成25年4月2日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	—
2013年4月 16日	意見	IASB 公開草案「デリバティブの契約更改とヘッジ会計」	平成25年2月28日に国際会計基準審議会（IASB）から、公開草案「デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続（IAS 第39号及びIFRS 第9号の修正案）」が公表され、意見が求められました。	—

		の継続(IAS 第 39 号及び IFRS 第 9 号の修正案)」に対する意見について	日本公認会計士協会(会計制度委員会)では、当該公開草案に対する意見を取りまとめ、平成 25 年 4 月 2 日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	
2013 年 4 月 24 日	意見	IASB 公開草案「共同支配事業に対する持分の取得(IFRS 第 11 号の修正案)」に対する意見について	平成 24 年 12 月 13 日に国際会計基準審議会(IASB)から、公開草案「共同支配事業に対する持分の取得(IFRS 第 11 号の修正案)」が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会(会計制度委員会)では、当該公開草案に対する意見を取りまとめ、平成 25 年 4 月 23 日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	—
2013 年 4 月 24 日	意見	IASB 公開草案「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は抛却(IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正案)」に対する意見について	平成 24 年 12 月 13 日に国際会計基準審議会(IASB)から、公開草案「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は抛却(IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正案)」が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会(会計制度委員会)では、当該公開草案に対する意見を取りまとめ、平成 25 年 4 月 23 日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	—

3. 非営利・公会計(非営利法人委員会・公会計委員会)

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2013 年 4 月 16 日	公開草案	「非営利法人委員会研究報告「社会福祉法人の外部監査上の取扱い」(公開草案)」の公表について	日本公認会計士協会(非営利法人委員会)では、平成 23 年 7 月 27 日に公表された「社会福祉法人会計基準」(「社会福祉法人会計基準の制定について」(雇児発 0727 第 1 号、社援発 0727 第 1 号、労発 0727 第 1 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知))を適用した場合の社会福祉法人の外部監査上の取扱いについて検討してまいりました。 このたび、一応の検討を終えたため、非営利法人委員会研究報告「社会福祉法人の外部監査上の取扱い」(公開草案)として公表し、広く意見を求めることといたしました。 なお、社会福祉法人会計基準は、平成 24 年 4 月 1 日より適用されておりますが、平成 27 年 3 月 31 日(平成 26 年度決算)までの間は、従来の会計処理によることができるものとされております。 本公開草案では、その場合の監査報告書及び理事者確認書の記載例	—

			も示しております。	
--	--	--	-----------	--

4. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2013年4月 16日	意見	学校法人会計基準 の改正への意見に ついて	平成25年3月21日に文部科学省から学校法人会計基準の改正の 案が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会（学校法人委員会）では、当該案に対する意見 を取りまとめ、平成25年4月3日付けで提出しましたので、お知 らせいたします。	—

II. 連絡広場

1. ワンポイントメッセージ

①学校法人における第3号基本金特定資産の時価下落の扱い

寄付者から第3号基本金として用途を指定した上で、上場会社の株式の寄付を受けて第3号基本金特定資産としていました。これを運用していましたが、本年度の株式市場の悪化により、年度末の大幅な下落となり、評価替えを行いました。この場合第3号基本金は取り崩さないといけないのでしょうか？

学校法人委員会研究報告第15号「基本金に係る実務上の取扱いに関するQ&A」の「1-4」に第3号基本金の設定は、基金の目的を明らかにした上で計画的に行わなければならない、理事会等の決議も必要とされています。また正規の決定機関は、長期的な資金計画に基づく適正規模の計画であるかどうか、学校法人財政の健全性、あるいは学生に係る修学上の経済的負担の軽減の観点も検討し、諸活動を計画すべきである旨が記載されています。このような観点から、諸活動を縮小するのであれば、他の資産を追加購入することなく計画を見直すため、第3号基本金を取崩すことになるでしょう。

②学校法人会計基準の改正について（重要）

平成25年4月22日に学校法人会計基準の一部を改正する省令が公布され、平成27年度（知事所轄学校法人については平成28年度）以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成から適用されます。なお、本省令の施行のために必要な通知等については、文科省より今後発出することとしています。また、日本公認会計士協会においても、実務上の取扱い等を公表する予定ですので、御承知おき下さい。

2. ペーパーフェイスブック

今回はお休みします。

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright
- 3 / 4 -

d

以 上